

ねろる

人口のうごき

(2月1日現在)	(1月中)
人口・33,408	出生・49
男・16,047	死亡・42
女・17,361	転入・65
世帯・6,624	転出・76



(拡張された庚・茨會根線)

ろっ骨道路の整備進む

市は、昭和三十八年から一般市道の基幹道路として、新国道八号線を中心に、東西を結ぶろっ骨道路の整備を計画し、その第一次事業として同四十年には新飯田地内五百戸と四十一、四十二年の二か年連続事業として、茨會根線のうち、新飯田地内から茨會根村部まで、西用水路わきまで千三百戸を、幅員四・五に整備してきまされたが、最近の自動車交通量の増加などから

米一俵増産運動を

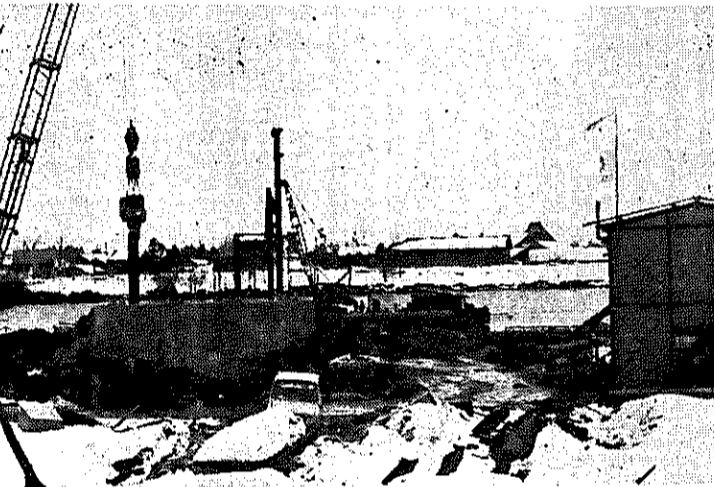
県の「米百万トン達成運動」がことし限りでその看板をおろし、新しくうまい米「新潟米」生産推進運動が展開されることになりました。本市もこれらの状況から、これまでの「米一俵増産運動」から「うまい米省力量産運動」とキャッチフレーズを変え、良質米の量産と能率の高い米づくりを推し進めることにしました。

産米の求評会も開く

うまい米 省力量産 運動に転換

い状況となりました。しかし、本市の稲作は、いづれの農業経営をもしのご主幹作物として位置し、田園都市としての本市農業の発展に大きく寄与してきました。そして今後、農業の立地条件などから、基幹作物として、さらに大きく発展しなければならぬ必要性と使命をもちます。

しかし、これまで本市産米の問題点として、しばしば取り上げられてきた欠点は、米質が悪く、しかも生産費を多額に費やしていたことでした。これらの欠点は、これからは米の主産地として発展しなければならぬ本市にとって、早急に改善しなければならぬ課題とされています。そこで今後の米づくりを有利に進め、本市農業の発展をはかるため、市は次の要領で「うまい米省力量産運動」を推進することにしました。



寒風について急ピッチ

いま市内で二本の橋の架設工事が進められています。それは、白井橋と新宮月橋で、白井橋はすでに四十二年からの継続工事で、いづれも四十六年度完成をめざして急がれているのです。

白井橋はすでに本市側の取りつけ道路が完成し、いま新津市側の取りつけ道路の工事が進められており、新年度からはいよいよ橋脚工事に着手される予定です。

この橋は幅員八、延長二百六十三、現在の白井橋より少し下流に架設されます。一方、新しい宮月橋は、現在の宮月橋の上流約七百、県道巻・白根線が中の口川堤防に上るところへ接続するようになり、西側の取りつけ道路は、電車道をまたぐようになり取り付けられる予定です。

また、この新しい宮月橋は橋脚延長百二、幅員は車道六・五、その車道の両側にそれぞれ七五センチずつの歩道が設けられることになっています。

写真：寒風もなんのその……白井橋東詰めで

新有権者の感想文を募集

新しく有権者になった若人の政治意識を高め、また一般国民に明るく正しい選挙の認識を深めることを目的として、「新有権者感想文」の募集が次の要領で行なわれています。

1. テーマは最近の総選挙において、または成人の日を迎え、新有権者または社会人として、とくに自分自身で経験し、または考えたり感じたりしたことを内容とするもの。

2. 枚数：四百字詰め原稿用紙四枚（六百字）以内。

3. 応募資格：昭和二十四年一月一日から同二十五年十二月三十一日まで生まれた人。

4. 締め切り：二月二十五日（当日の消印有効）

5. 提出先：新潟県庁内新潟選挙管理委員会。

6. 入選発表：四月十五年三月下旬（直接本人に通知）

7. 賞状と賞金：最優秀賞一点（三万円）、入賞九点（各一万円）、佳作若干点（記念品）

8. 応募上の注意：①応募者の住所、氏名（ともにフリガナを付ける）、性別、生年月日および職業を、原稿の末尾に明記すること（字数の制限外）②応募原稿は返却しない③入選作品は明るく正しい選挙推進運動のために自由に使用できること④この感想文募集が行なわれることを知り

特別給付金の請求は2月27日までです

昭和二十年八月十五日から同二十七年四月二十八日までの占領期間中に、日本国内で占領軍の軍人や軍属などによって、交通事故や暴行、その他の不法行為を受けてけがをした人、病気になる人、あるいは死亡した人の遺族には、これまで療養、葬祭、遺族などの各給付金が支給されてきたが、法の改正でさらに次のとおり特別給付金が支給されることになりました。

△障害者：特別障害給付金（十八万四千円～一万八千円）

△遺族：特別遺族給付金（十五万五千円）

△打ち切り給付金受給者：特別打ち切り給付金（十八万六千円）

△これらの受給者の妻に支給金（五万円～七万五千円）

△さらにこの法律が施行される以前に、他の原因で死亡していたため、従来給付金の支給を受けられなかった被害者に対して、その人が生存していたとすれば支給されるべき給付金に相当する支給金がその遺族に支給されます。

この特別給付金、または支給金は、被害者、遺族または妻など、該当者の請求に基づいて支給されますが、この請求書の提出期限は二月二十七日限りとなっていますので、該当の方で未受給者は、この期限までに請求書を提出してください。期限が過ぎると請求権がなくなり、せっかくの給付金がもらえなくなり、一番困ります。自衛隊新潟地方連絡部（電話二九一〇三三）内、防衛施設事務所）に急いで申し出て下さい。

また、今まで給付金の支給をうけたことのない方で、今回はじめて給付金の請求をする人は、事故を証明する資料もあわせて提出してください。

2月19日、新潟市で技能士章を交付

昭和四十四年度の技能士章は次のとおり交付されました。関係者は交付会場へ時間までにお出かけください。

1. 交付対象者：昭和四十一年度前期から昭和四十三年度後期までの技能検定合格者（合格証明書の発行日は、昭和四十一年十一月一日から四十四年五月三十一日までの人）

2. 交付の場所と日時：新潟市川岸町三丁目「建築技能センター」四十五年二月十九日午前九時から午後五時まで

3. 受領の方法：合格通知書

16ミリ映写機の操作技術講習会

1. 期日：三月二、三、四日

2. 場所：青年教育センター

3. 対象者：学校教育、社会教育に同操作技術を役立てるため、免許を取得しようとする人（先着四十人）

4. 申し込み：二月二十三日までに教委社会教育課（電話七二二二五三）へ。

5. その他：主催は市教委で講習終了後、認定試験があります。なお、参加者はテキストも二百円が必要で。



季節の話題

二月四日は立春でした。暦のうちは春がきて、まだまだ寒さはきびしく、冷たい北風が吹きまわります。

冬の終わりのこの月を「きさらぎ（如月）」といいます。衣をさらけ、衣更着（きさらぎ）がそのままだと名に「きさらぎ」といわれますが、一説には「春二月は気候の変わりめなので、陽気をさらけ迎えること」から「気更に来たる」と、この呼び名ができたといわれています。

この季節の変わりめを「節分」といいます。むかしは春夏秋冬ごとに、その日を祝いましたが、寒さが終り、ついに立春（四月）の前の日の節分だけは一年の終わりに当たったので、とくに重んじられていました。もとは中国に起こった邪気はらいの行事で、わが国では室町時代に始まったといわれています。冬の節から春の節に移る分岐点で、地方によってはセツガワリといっているようですが、この方が古いことばでしょう。

節分の夜に「福は内、鬼は外」と唱えながら豆をまくのは、鬼やらいという、つまり悪魔を追い払うための行事で、節分も一種の年越しであったので、その豆を「年の豆」とか「鬼打豆」と呼んだり、「その行事を行なう人」を「年男」と呼んでいいます。

これは年をひとつ増すための行事として、もとはやはり大みそかに行なわれていた証拠です。いまでも大みそかに豆まきをする例は、部分的に残っているとか。また、この夜、有名人や芸能界の人々を年男に依頼して盛大に豆まきの行事を行なっている社寺もたくさんあります。